



福岡県医発第1778号(地)

平成25年10月22日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱及び福岡県感染症発生動向調査病原体
検査指針の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第114号)が平成25年10月14日に施行され、感染症発生動向調査事業実施要綱が一部改正されたことに伴い、標記要綱及び指針を別添のとおり改正する旨、福岡県保健医療介護部保健衛生課より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知方よろしくお願い致します。

記

【添付資料】

1. 福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表
2. 福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱(改正後全文)
3. 福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針新旧対照表
4. 福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針(改正後全文)

【問合せ先】

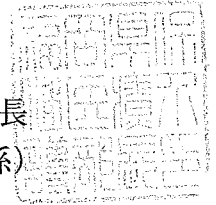
福岡県保健医療介護部 保健衛生課 感染症係 担当：中山 TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282
--

25保衛第2012号

平成25年10月11日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)



福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱及び福岡県感染症発生動
向調査病原体検査指針の一部改正について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

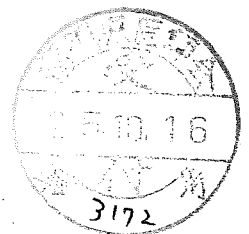
このことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第114号）が平成25年10月14日に施行され、感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）の一部改正に伴い、別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

添付書類

- 1 福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表
- 2 福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱（改正後全文）
- 3 福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針新旧対照表
- 4 福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針（改正後全文）

保健医療介護部保健衛生課
感染症係 （担当）中山
TEL：092-643-3268
FAX：092-643-3282



福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改正後	改正前
福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱	福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱
第 1 ～ 第 5 （略）	第 1 ～ 第 5 （略）
第 6 事業の実施	第 6 事業の実施
1 ～ 2 （略）	1 ～ 2 （略）
3 定点把握対象の五類感染症	3 定点把握対象の五類感染症
(1) （略）	(1) （略）
(2) 定点の選定	(2) 定点の選定
ア 患者定点 （略）	ア 患者定点 （略）
①～④ （略）	①～④ （略）
⑤ 基幹定点	⑤ 基幹定点
対象感染症のうち、別表 1－4 の <u>8 2 のうち病原体が</u>	対象感染症のうち、別表 1－4 の 9 7 から 1 0 4 まで
<u>ロタウイルスであるもの及び</u> 、9 7 から 1 0 4 までに掲	に掲げるものについては、患者を 3 0 0 人以上収容する
げるものについては、患者を 3 0 0 人以上収容する施設	施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病
を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院	院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を二次

改正後	改正前
(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を二次医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。 イ 病原体定点 (略) ①～④ (略) ⑤ アの⑤により選定された患者定点を基幹病原体定点として、別表1－4の<u>8 2のうち病原体がロタウイルスであるもの</u>、9 9及び1 0 0を対象感染症とする。 (3) ～ (4) (略) 第7～第8 (略) 第9 その他 1 ～ 2 (略)	医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。 イ 病原体定点 (略) ①～④ (略) ⑤ アの⑤により選定された患者定点を基幹病原体定点として、別表1－4の9 9及び1 0 0を対象感染症とする。 (3) ～ (4) (略) 第7～第8 (略) 第9 その他 1 ～ 2 (略)

改正後	改正前
附 則 この実施要綱は、平成２３年４月１日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２３年９月５日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２５年３月４日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２５年４月１日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２５年５月６日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この実施要綱の一部改正は、平成２５年１０月１４日から施行する。</u>	附 則 この実施要綱は、平成２３年４月１日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２３年９月５日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２５年３月４日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２５年４月１日から施行する。 附 則 この実施要綱の一部改正は、平成２５年５月６日から施行する。

改正後

別表 1－1～別表 1－3 (略)

別表 1－4

別表 1－4

感熱負荷計算用感熱負荷別表

項目	名称	感熱負荷					計算式				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1. 建築物内部からの感熱負荷	(1) 人体からの感熱負荷	○	—	○	—	—	人数 × 100W				
	(2) 照明器具からの感熱負荷	○	—	○	—	—	照明器具の総消費電力 × 0.8				
	(3) 大気温度と室内温度の差による感熱負荷	○	—	○	—	—	室内体積 × (室内温度 - 大気温度) × 1.2				
	(4) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(5) 床からの感熱負荷	○	—	○	—	—	床面積 × 10W				
	(6) 壁からの感熱負荷	○	—	○	—	—	壁面積 × 10W				
	(7) 天井からの感熱負荷	○	—	○	—	—	天井面積 × 10W				
	(8) 家具からの感熱負荷	○	—	○	—	—	家具の総消費電力 × 0.8				
	(9) 換気装置からの感熱負荷	○	—	○	—	—	換気装置の総消費電力 × 0.8				
	(10) 空調機からの感熱負荷	○	—	○	—	—	空調機の総消費電力 × 0.8				
2. 建築物外部からの感熱負荷	(11) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(12) 大気温度と室内温度の差による感熱負荷	○	—	○	—	—	室内体積 × (室内温度 - 大気温度) × 1.2				
	(13) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(14) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(15) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(16) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(17) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(18) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(19) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(20) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				

注：1. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
2. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
3. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
4. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
5. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
6. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
7. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
8. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
9. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
10. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。

改正前

別表 1－1～別表 1－3 (略)

別表 1－4

別表 1－4

感熱負荷計算用感熱負荷別表

項目	名称	感熱負荷					計算式				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1. 建築物内部からの感熱負荷	(1) 人体からの感熱負荷	○	—	○	—	—	人数 × 100W				
	(2) 照明器具からの感熱負荷	○	—	○	—	—	照明器具の総消費電力 × 0.8				
	(3) 大気温度と室内温度の差による感熱負荷	○	—	○	—	—	室内体積 × (室内温度 - 大気温度) × 1.2				
	(4) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(5) 床からの感熱負荷	○	—	○	—	—	床面積 × 10W				
	(6) 壁からの感熱負荷	○	—	○	—	—	壁面積 × 10W				
	(7) 天井からの感熱負荷	○	—	○	—	—	天井面積 × 10W				
	(8) 家具からの感熱負荷	○	—	○	—	—	家具の総消費電力 × 0.8				
	(9) 換気装置からの感熱負荷	○	—	○	—	—	換気装置の総消費電力 × 0.8				
	(10) 空調機からの感熱負荷	○	—	○	—	—	空調機の総消費電力 × 0.8				
2. 建築物外部からの感熱負荷	(11) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(12) 大気温度と室内温度の差による感熱負荷	○	—	○	—	—	室内体積 × (室内温度 - 大気温度) × 1.2				
	(13) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(14) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(15) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(16) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(17) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(18) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(19) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				
	(20) 太陽放射による感熱負荷	○	—	○	—	—	太陽放射強度 × 窓面積 × 0.8				

注：1. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
2. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
3. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
4. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
5. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
6. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
7. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
8. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
9. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。
10. 太陽放射強度は、気象庁の「気象データ」を参照する。

改正後

別記様式 1

[illegible]

改正前

別記様式 1

[illegible]

福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱

第 1 趣旨及び目的

平成 11 年 4 月 1 日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、県内の患者発生状況、病原体検査情報等の感染症の発生情報を正確に把握・分析し、その情報を的確に県民や医療関係者へ提供・公開することにより、早期に感染症への注意を喚起し、適切な予防措置及び医療の提供等、有効かつ的確な感染症対策の確立に資することを目的とする。

第 2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は、別表 1－1～別表 1－4 のとおりとする。

第 3 実施主体

実施主体は、保健医療介護部保健衛生課（以下「県庁保健衛生課」という。）、保健福祉(環境)事務所（以下「保健所」という。）及び保健環境研究所とする。

第 4 実施体制

1 基幹地方感染症情報センター

基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターを、保健環境研究所内に設置し、福岡県内の全ての患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、県庁保健衛生課に報告するとともに、これらを速やかに保健所、政令市並びに公益社団法人福岡県医師会（以下「県医師会」という。）等の関係機関に提供・公開する。

第 5 指定届出機関

福岡県は、定点把握対象の五類感染症について、患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集するため、患者定点、疑似症定点及び病原体定点を県医師会の協力のもとあらかじめ選定する。

第 6 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日付健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、該当する届出基準別記様式により、直ちに最寄りの保健所に届出を行なう。

また、保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依

頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て、別記様式 1 の検査票を添付の上、保健環境研究所に送付する。

イ 保健所

- ① 上記アの届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、当該患者（別表 1－2 の 5 2 を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて、病原体検査のための検体又は病原体情報の保健環境研究所への提供について、別記様式 1 の検査票を添付して依頼する。

- ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、必要に応じて市町村及び地区医師会等の関係機関に、発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 保健環境研究所

- ① 保健環境研究所は、別記様式 1 の検査票に添付された検体または病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果について、保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所及び県庁保健衛生課に送付する。併せて、感染症発生動向調査に必要な病原体情報をコンピュータ・オンラインシステムにより、中央感染症情報センターへ伝送する。

- ② 検査のうち保健環境研究所において、実施困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所へ依頼する。

- ③ 保健環境研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合（疑いを含む。）、又は、県域を越えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 県庁保健衛生課

県庁保健衛生課は、それぞれの管内の患者情報について、保健所から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行なう。

オ 福岡県感染症情報センター

基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その情報を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

2 全数把握対象の五類感染症

（１）調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

五類感染症（全数）を届出基準に基づき診断した場合は、該当する届出基準別紙様式により、診断後 7 日以内に最寄りの保健所に届出を行なう。

また、保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式 1 の検査票を添付の上、保健環境研究所に送付するものとする。

イ 保健所

- ① 上記アの届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、当該患者（別表１－３の６２、６４、６８、６９、７１及び７３を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて、病原体検査のための検体又は病原体情報の保健環境研究所への提供について、別記様式１の検査票を添付して依頼するものとする。

- ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、必要に応じて市町村、地区医師会等の関係機関に、発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 保健環境研究所

- ① 保健環境研究所は、別記様式１の検査票が添付された検体または病原体情報が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その結果について、別記様式１により保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所及び県庁保健衛生課に送付する。また、感染症発生動向調査に必要な病原体情報をコンピュータ・オンラインシステムにより、中央感染症情報センターへ伝送する。

- ② 検査のうち保健環境研究所において、実施困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所へ依頼する。

- ③ 保健環境研究所は、県域を越えた集団発生があつた場合等の緊急の場合にあつては、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 県庁保健衛生課

県庁保健衛生課は、それぞれの管内の患者情報について、保健所から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行なう。

オ 福岡県感染症情報センター

基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

３ 定点把握対象の五類感染症

（１）対象とする感染症の状態

定点把握の五類感染症について、国の定める届出基準を参考として、当該疾病の患者と診断される場合とする。

（２）定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、福岡県は次の点に留意し、県医師会の協力を得て、医療機関の中から患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ福岡県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

① 小児科定点

対象感染症のうち、別表１－４の７９から８９までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機

関は、インフルエンザ定点として協力するよう努めること。

② インフルエンザ定点

対象感染症のうち、別表 1－4 の 90 に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び後記⑤に定める基幹定点とする。

なお、基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。

③ 眼科定点

対象感染症のうち、別表 1－4 の 91 及び 92 に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

④ 性感染症定点

対象感染症のうち、別表 1－4 の 93 から 96 までに掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、性病科又は泌尿器科若しくは皮膚科若しくは皮膚泌尿器科（泌尿器科・皮膚科系）を標ぼうする医療機関（主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

⑤ 基幹定点

対象感染症のうち、別表 1－4 の 82 のうち病原体がロタウイルスであるもの及び、97 から 104 までに掲げるものについては、患者を 300 人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を二次医療圏毎に 1 か所以上、基幹定点として指定する。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、福岡県は次の点に留意し、病原体定点を選定する。

- ① 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。
- ② アの①により選定された患者定点の概ね 10% を小児科病原体定点として、別表 1－4 の 80、81、82、84、87、88 及び 89 を対象感染症とする。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね 10% をインフルエンザ病原体定点として、別表 1－4 の 90 を対象感染症とする。
- ④ アの③により選定された患者定点の概ね 10% を眼科病原体定点として、別表 1－4 の 91 及び 92 を対象感染症とする。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点を基幹病原体定点として、別表 1－4 の 82 のうち病原体がロタウイルスであるもの、99 及び 100 を対象感染症とする。

（３）調査単位等

ア 調査単位の期間等は、別表 1 のとおりとする。

イ 病原体情報については、原則として結果がまとまり次第、報告することとする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

- ① 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、国の定める届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。
- ② 届出にあたっては法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 病原体定点

- ① 病原体定点として選定された医療機関は、別に定める福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針により、微生物学的検査のために検体を採取する。
- ② 病原体定点で採取された検体は、別記様式1の検査票を添えて、速やかに保健環境研究所へ送付する。

ウ 保健所

- ① 対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報について、県庁保健衛生課及び福岡県感染症情報センターへ報告する。
- ② 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、必要に応じて、市町村及び地区医師会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 保健環境研究所

- ① 保健環境研究所は、別記様式1の検査票及び検体が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、保健所及び県庁保健衛生課に送付する。併せて、感染症発生動向調査に必要な病原体情報をコンピュータ・オンラインシステムにより、中央感染症情報センターへ伝送する。
- ② 検査のうち、保健環境研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ③ 保健環境研究所は、県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。

オ 県庁保健衛生課

県庁保健衛生課は、それぞれの管内の患者情報について、登録情報の確認を行う。

カ 福岡県感染症情報センター

基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その情報を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

第7 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

1 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

2 定点の選定

(1) 疑似症定点

疑似症定点は、定点種別により各号に掲げるとおりとする。

ア 第1号疑似症定点

小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）

イ 第2号疑似症定点

小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標ぼうする医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標ぼうする医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）

3 調査単位

調査単位の期間等は、別表1－4のとおりとする。

4 実施方法

（1）疑似症定点

ア 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、国の定める届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。

イ 届出にあたっては、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとし、法施行規則第7条に従い行なうものとする。

（2）保健所

ア 保健所は、疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても県庁保健衛生課及び福岡県感染症情報センターへ報告する。

イ 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、必要に応じて、市町村、地区医師会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

（3）県庁保健衛生課

県庁保健衛生課は、それぞれの管内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

（4）福岡県感染症情報センター

基幹地方感染症情報センターである福岡県感染症情報センターは、福岡県内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、必要に応じて、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。

第8 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

1 保健所

鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、国の定

める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。

なお、医療機関より提出される検体には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。

2 保健環境研究所

ア 保健環境研究所は、検体が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、法施行規則第9条第2項に従い、検体を国立感染症研究所に送付する。

第9 その他

1 上記の実施方法以外の部分について、必要に応じて、福岡県の実状に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくこととする。

2 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて保健医療介護部保健衛生課長が定めることとする。

附 則

この実施要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。

附 則

この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	無 症 状 有 病 原 者 体	疑 似 症 患 者	の死 亡 体 者	の死 亡 疑 い 体 者	届 出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 間 単 位	届 出 の 時 期
一類感染症	1 エボラ出血熱	○	○	○	○	○	全数	—	随時	直ちに
	2 クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	○	○		—		
	3 痘そう	○	○	○	○	○		—		
	4 南米出血熱	○	○	○	○	○		—		
	5 ペスト	○	○	○	○	○		—		
	6 マールブルグ病	○	○	○	○	○		—		
	7 ラッサ熱	○	○	○	○	○		—		
二類感染症	8 急性灰白髄炎	○	○	—	○	○	全数	—	随時	直ちに
	9 結核	○	○	○	○	○		—		
	10 ジフテリア	○	○	—	○	○		—		
	11 重症急性呼吸器症候群 ※1	○	○	○	○	○		—		
	12 鳥インフルエンザ（H5N1）	○	○	○	○	○		—		
三類感染症	13 コレラ	○	○	—	○	○	全数	—	随時	直ちに
	14 細菌性赤痢	○	○	—	○	○		—		
	15 腸管出血性大腸菌感染症	○	○	—	○	○		—		
	16 腸チフス	○	○	—	○	○		—		
	17 パラチフス	○	○	—	○	○		—		

※1 病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。

感染症法に基づく感染症の分類

分類		疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
			患者	保無症 状有 病原 者体	疑 似 症 患 者	の死 亡 死 亡 体者	の死 亡 死 疑 い 体者	届 出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 単 間 位	届 出 の 時 期
四 類 感 染 症	18	E型肝炎	○	○	—	○	○	全数	—	随時	直ちに
	19	ウエストナイル熱 ※2	○	○	—	○	○				
	20	A型肝炎	○	○	—	○	○				
	21	エキノкокクス症	○	○	—	○	○				
	22	黄熱	○	○	—	○	○				
	23	オウム病	○	○	—	○	○				
	24	オムスク出血熱	○	○	—	○	○				
	25	回帰熱	○	○	—	○	○				
	26	キャッサヌル森林病	○	○	—	○	○				
	27	Q熱	○	○	—	○	○				
	28	狂犬病	○	○	—	○	○				
	29	コクシジオイデス症	○	○	—	○	○				
	30	サル痘	○	○	—	○	○				
	31	重症熱性血小板減少症候群 ※3	○	○	—	○	○				
	32	腎症候性出血熱	○	○	—	○	○				
	33	西部ウマ脳炎	○	○	—	○	○				
	34	ダニ媒介脳炎	○	○	—	○	○				
	35	炭疽	○	○	—	○	○				
	36	チクングニア熱	○	○	—	○	○				
	37	つつが虫病	○	○	—	○	○				
	38	デング熱	○	○	—	○	○				
	39	東部ウマ脳炎	○	○	—	○	○				
	40	鳥インフルエンザ（H5N1，H7N9を除く。）	○	○	—	○	○				
	41	ニパウイルス感染症	○	○	—	○	○				
	42	日本紅斑熱	○	○	—	○	○				
	43	日本脳炎	○	○	—	○	○				
	44	ハンタウイルス症候群	○	○	—	○	○				
	45	Bウイルス病	○	○	—	○	○				
	46	鼻疽	○	○	—	○	○				
	47	ブルセラ症	○	○	—	○	○				
	48	ベネズエラウマ脳炎	○	○	—	○	○				
	49	ヘンドラウイルス感染症	○	○	—	○	○				
	50	発しんチフス	○	○	—	○	○				
	51	ボツリヌス症	○	○	—	○	○				
	52	マラリア	○	○	—	○	○				
	53	野兔病	○	○	—	○	○				
	54	ライム病	○	○	—	○	○				
	55	リッサウイルス感染症	○	○	—	○	○				
	56	リフトバレー熱	○	○	—	○	○				
	57	類鼻疽	○	○	—	○	○				
	58	レジオネラ症	○	○	—	○	○				
	59	レプトスピラ症	○	○	—	○	○				
	60	ロッキー山紅斑熱	○	○	—	○	○				

※2 ウエストナイル脳炎を含む。

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。

感染症法に基づく感染症の分類

分類	疾患名	届出対象者					届出の種別・方法			
		患者	無症 保有者	疑似 症患者	死亡 体者	死亡 死疑 い体者	届出 種別	定点 種別	調査 単 問位	届出 の 時期
五類感染症（全数）	61 アメーバ赤痢	○	－	－	○	－	全数	－	随時	7日以内
	62 ウイルス性肝炎 ※4	○	－	－	○	－				
	63 急性脳炎 ※5	○	－	－	○	－				
	64 クリプトスポリジウム症	○	－	－	○	－				
	65 クロイツフェルト・ヤコブ病	○	－	－	○	－				
	66 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	－	－	○	－				
	67 後天性免疫不全症候群	○	○	－	○	－				
	68 ジアルジア症	○	－	－	○	－				
	69 侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	－	－	○	－				
	70 侵襲性髄膜炎菌感染症 ※6	○	－	－	○	－				
	71 侵襲性肺炎球菌感染症	○	－	－	○	－				
	72 先天性風しん症候群	○	－	－	○	－				
	73 梅毒	○	○	－	○	－				
	74 破傷風	○	－	－	○	－				
	75 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	－	－	○	－				
	76 バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	－	－	○	－				
	77 風しん	○	－	－	○	－				
	78 麻しん ※6	○	－	－	○	－				

※4 E型肝炎及びA型肝炎を除く。

※5 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。

※6 当該疾患を診断した医師の届出については、診断後7日以内に行うこととされているが、迅速な行政対応の必要性があるため、可能な限り24時間以内に届出を行うことが求められている。

感染症法に基づく感染症の分類

分類			疾患名	届出対象者						届出の種別・方法			
				患者	無 症 状 有 者 体	疑 似 症 患 者	の死 亡 死 亡 体 者	の死 亡 死 疑 い 体 者	届 出 種 別	定 点 種 別	の調 査 期 単 間 位	届 出 の 時 期	
五類感染症（定点）	79	RSウイルス感染症	○	—	—	○	—	定点	小児科 定点	週単位 （月曜～日曜）	翌週月曜		
	80	咽頭結膜熱	○	—	—	○	—						
	81	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	—	—	○	—						
	82	感染性胃腸炎	○	—	—	○	—		※12 小児科 基幹 定点				
	83	水痘	○	—	—	○	—		小児科 定点				
	84	手足口病	○	—	—	○	—						
	85	伝染性紅斑	○	—	—	○	—						
	86	突発性発しん	○	—	—	○	—						
	87	百日咳	○	—	—	○	—						
	88	ヘルパンギーナ	○	—	—	○	—						
	89	流行性耳下腺炎	○	—	—	○	—						
	90	インフルエンザ ※7	○	—	—	○	—		小児科 基幹 定点	週単位 （月曜～日曜）	翌週月曜		
	91	急性出血性結膜炎	○	—	—	○	—		眼科 定点	週単位 （月曜～日曜）	翌週月曜		
	92	流行性角結膜炎	○	—	—	○	—						
	93	性器クラミジア感染症	○	—	—	○	—		性感 染症 定点	月単位	翌月初日		
	94	性器ヘルペスウイルス感染症	○	—	—	○	—						
	95	尖圭コンジローマ	○	—	—	○	—						
	96	淋菌感染症	○	—	—	○	—						
97	クラミジア肺炎（オウム病を除く。）	○	—	—	○	—	基幹 定点	週単位 （月曜～日曜）	翌週月曜				
98	マイコプラズマ肺炎	○	—	—	○	—							
99	細菌性髄膜炎 ※8	○	—	—	○	—							
100	無菌性髄膜炎	○	—	—	○	—							
101	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	—	—	○	—		月単位	翌月初日				
102	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—	○	—							
103	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	—	—	○	—							
104	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	—	—	○	—							
エンザ等感染症	105	新型インフルエンザ ※9	—	—	—	—	全数	—	随時	直ちに			
	106	再興型インフルエンザ	—	—	—	—		—					
指定感 染症	107	鳥インフルエンザ（H7N9）※13	○	○	○	○	○	全数	—	随時	直ちに		
疑似 症	108	第1号疑似症 ※10、※11 摂氏38℃以上の発熱及び呼吸器症状	—	—	—	—	定点	疑似 症	随時	直ちに			
	109	第2号疑似症 ※11 発熱及び発しん又は水疱	—	—	—	—					—		

※7 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。基幹定点における届出基準は、入院患者に限定する。

※8 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。

※9 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、平成23年4月1日以降、インフルエンザ（インフルエンザ(H1N1)2009）として取り扱う。

※10 明らかな外傷又は気質の疾患に起因するものを除く。

※11 当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。

※12 平成25年10月14日感染症法施行規則改正する省令により、ロタウイルスによる感染性胃腸炎を基幹定点における届出対象疾病とする。なお、小児科定点による感染性胃腸炎の届出についてはロタウイルスによるものと他の原因ウイルス等によるものを区別することなく行う。

※13 平成25年4月26日鳥インフルエンザA（H7N9）を指定感染症として定める等の政令により、指定感染症に指定（平成25年5月6日から1年間）。

福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針新旧対照表

改正後			改正前		
福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針			福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針		
1 目的 (略)			1 目的 (略)		
2 対象疾病及び検体			2 対象疾病及び検体		
	対象疾病	検体採取		対象疾病	検体採取
小児科	細菌性敗血症	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等	小児科	細菌性敗血症	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等
	真菌性敗血症	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等		真菌性敗血症	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等
	ウイルス性敗血症	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等		ウイルス性敗血症	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等
	細菌性髄膜炎	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等		細菌性髄膜炎	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等
	真菌性髄膜炎	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等		真菌性髄膜炎	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等
内 科	インフルエンザ	咽拭い液、鼻拭い液、鼻汁等	内 科	インフルエンザ	咽拭い液、鼻拭い液、鼻汁等
	急性出血性結膜炎	結膜拭い液等		急性出血性結膜炎	結膜拭い液等
	流行性下痢症	結膜拭い液等		流行性下痢症	結膜拭い液等
婦 科	細菌性陰道炎	陰道拭い液等	婦 科	細菌性陰道炎	陰道拭い液等
	真菌性陰道炎	陰道拭い液等		真菌性陰道炎	陰道拭い液等
	ウイルス性陰道炎	陰道拭い液等		ウイルス性陰道炎	陰道拭い液等
基 幹	細菌性肺炎	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等	基 幹	細菌性肺炎	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等
	真菌性肺炎	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等		真菌性肺炎	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等
	ウイルス性肺炎	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等		ウイルス性肺炎	咽拭い液、尿、血液培養液、鼻液等

改正後

3 ~ 7	(略)
-------	-----

附 則

この指針は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成25年10月14日から適用する。

別記様式 1

資料種別		資料名称		資料番号		資料の位置		資料の形態		資料の言語		資料の年代		資料の国産		資料の用途		資料の備考	
種別	名称	番号	位置	形態	言語	年代	国産	用途	備考	種別	名称	番号	位置	形態	言語	年代	国産	用途	備考
図書	新編 日本書紀	100-1	100-1	100-1	100-1	100-1	100-1	100-1	100-1	100-1	100-1	100-1	100-1	100-1	100-1	100-1	100-1	100-1	100-1
図書	新編 日本書紀	100-2	100-2	100-2	100-2	100-2	100-2	100-2	100-2	100-2	100-2	100-2	100-2	100-2	100-2	100-2	100-2	100-2	100-2
図書	新編 日本書紀	100-3	100-3	100-3	100-3	100-3	100-3	100-3	100-3	100-3	100-3	100-3	100-3	100-3	100-3	100-3	100-3	100-3	100-3
図書	新編 日本書紀	100-4	100-4	100-4	100-4	100-4	100-4	100-4	100-4	100-4	100-4	100-4	100-4	100-4	100-4	100-4	100-4	100-4	100-4
図書	新編 日本書紀	100-5	100-5	100-5	100-5	100-5	100-5	100-5	100-5	100-5	100-5	100-5	100-5	100-5	100-5	100-5	100-5	100-5	100-5
図書	新編 日本書紀	100-6	100-6	100-6	100-6	100-6	100-6	100-6	100-6	100-6	100-6	100-6	100-6	100-6	100-6	100-6	100-6	100-6	100-6
図書	新編 日本書紀	100-7	100-7	100-7	100-7	100-7	100-7	100-7	100-7	100-7	100-7	100-7	100-7	100-7	100-7	100-7	100-7	100-7	100-7
図書	新編 日本書紀	100-8	100-8	100-8	100-8	100-8	100-8	100-8	100-8	100-8	100-8	100-8	100-8	100-8	100-8	100-8	100-8	100-8	100-8
図書	新編 日本書紀	100-9	100-9	100-9	100-9	100-9	100-9	100-9	100-9	100-9	100-9	100-9	100-9	100-9	100-9	100-9	100-9	100-9	100-9
図書	新編 日本書紀	100-10	100-10	100-10	100-10	100-10	100-10	100-10	100-10	100-10	100-10	100-10	100-10	100-10	100-10	100-10	100-10	100-10	100-10
図書	新編 日本書紀	100-11	100-11	100-11	100-11	100-11	100-11	100-11	100-11	100-11	100-11	100-11	100-11	100-11	100-11	100-11	100-11	100-11	100-11
図書	新編 日本書紀	100-12	100-12	100-12	100-12	100-12	100-12	100-12	100-12	100-12	100-12	100-12	100-12	100-12	100-12	100-12	100-12	100-12	100-12
図書	新編 日本書紀	100-13	100-13	100-13	100-13	100-13	100-13	100-13	100-13	100-13	100-13	100-13	100-13	100-13	100-13	100-13	100-13	100-13	100-13
図書	新編 日本書紀	100-14	100-14	100-14	100-14	100-14	100-14	100-14	100-14	100-14	100-14	100-14	100-14	100-14	100-14	100-14	100-14	100-14	100-14
図書	新編 日本書紀	100-15	100-15	100-15	100-15	100-15	100-15	100-15	100-15	100-15	100-15	100-15	100-15	100-15	100-15	100-15	100-15	100-15	100-15
図書	新編 日本書紀	100-16	100-16	100-16	100-16	100-16	100-16	100-16	100-16	100-16	100-16	100-16	100-16	100-16	100-16	100-16	100-16	100-16	100-16
図書	新編 日本書紀	100-17	100-17	100-17	100-17</														

改正前

3 ~ 7	(略)
-------	-----

附 則

この指針は、平成23年4月1日から適用する。

別記様式 1

[illegible]

福岡県感染症発生動向調査病原体検査指針

1 目的

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく感染症発生動向調査は、感染症発生情報を正確に把握・分析し、県民や医療関係者への確に提供・公開することが、感染症対策の基本であり、患者情報とともに病原体に関する情報を一元的に収集・分析・提供・公開する体制を構築することが重要である。また、感染症発生情報の正確な分析を行なう上で、重要な基礎資料となる病原体情報については、患者情報と共に一元的に収集・分析し、的確に提供・公開する必要がある。

本指針は、総合的な感染症対策に資するため、適切な病原体情報の収集並びに有効かつ的確な事業の実施を図ることを目的として定めるものである。

2 対象疾病及び検体

定点種別	対象疾病	検体種別
小児科	咽頭結膜熱	咽頭拭い液、眼脂、結膜擦過物、糞便等
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	咽頭拭い液（トランススワブ等で採取する。）
	感染性胃腸炎	糞便等
	手足口病	咽頭拭い液、糞便、髄液等
	百日咳	咽頭拭い液、鼻腔拭い液（変法アミーズ培地の入ったトランススワブ等で採取する。）
	ヘルパンギーナ	咽頭拭い液、糞便、髄液等
	流行性耳下腺炎	咽頭拭い液、髄液等
内科	インフルエンザ	咽頭拭い液、鼻腔拭い液、鼻汁等
眼科	急性出血性結膜炎	結膜拭い液等
	流行性角結膜炎	結膜拭い液等
基 幹	感染性胃腸炎（ただし病原体がロタウイルスであるものに限る）	糞便等
	細菌性髄膜炎	髄液等
	無菌性髄膜炎	糞便、髄液等

3 検査材料の採取及び保存方法

病原体定点医療機関における検体の採取にあたっては、事前に病原体検査について、検体提供者（未成年者の場合は保護者）へ説明し、同意を得た上で採取するものとする。本指針に記載のない検体等の取扱いについては、要時、保健福祉(環境)事務所（以下「保健所」という。）と保健環境研究所が協議の上、調整するものとする。

(1) 検体採取方法

各検体の採取方法は以下のとおりとし、同一の検体種別についてウイルス学的検査及び細菌学的検査の両方を提出する場合にあっては、各検査につき検体を採取する。

① 咽頭拭い液

ウイルス学的検査に供する場合は、滅菌綿棒で咽頭をよく拭い、滅菌容器に分注したウイルス輸送培地（V T M培地等）に浸し、綿棒を輸送培地の中でよく振った後、綿棒の柄の部分を折るか、はさみ等で切り落とし、密栓する。又、細菌学的検査に供する場合については、トランススワブ等を用い咽頭をよく拭い、培地中へ綿棒部分を埋没させ密栓する。

② 鼻腔拭い液、鼻汁

鼻腔口から下鼻甲介（外鼻孔から耳孔を結ぶ平面をイメージ）に沿わせながら、滅菌綿棒を鼻腔の奥（鼻腔壁部）に当たるまで挿入し、数回擦るようにして粘膜表皮を採取し、ウイルス輸送培地（V T M培地等）に浸した後、①と同様に処理する。鼻汁は、そのまま輸送培地に入れ密栓する。

なお、百日咳患者由来の鼻腔拭い液の採取にあたっては、変法アミーズ培地入りのトランススワブなどを用い採取・保存する。

③ 結膜拭い液

滅菌綿棒で結膜を強く擦過し検体を採取した後、①と同様にウイルス輸送培地（V T M培地等）に浸し処理する。

④ 糞便

できるだけ発症早期の排泄直後の便（母指頭大）を採取し、採便容器に入れ密栓する。なお、細菌学的検査に供する場合は、抗菌薬投与前の便を採取する。

⑤ 髄液

無菌的に1～5 m l を採取し、滅菌容器に入れ密栓する。

(2) 保存方法

ウイルス学的検査に供する検体については、採取当日に搬入できない場合は、4℃以下で冷蔵保存する。搬入までの時間が、72時間を超える場合については、保健所と保健環境研究所ウイルス課が協議の上、調整する。

細菌学的検査に供する検体については、4℃以下で冷蔵保存とし、採取当日に搬入できない場合は、保健所と保健環境研究所病理細菌課が協議の上、調整する。

なお、分離菌株については、常温保存とする。

4 病原体定点医療機関

病原体定点医療機関は、公益社団法人福岡県医師会の協力を得て、福岡県感染症発生動向調査事業における患者定点の中から、定点種別ごとに予め選定する。

5 検査実施機関

保健環境研究所において、検査を実施するものとする。

6 検体数

病原体定点医療機関毎の検体数は、保健環境研究所、保健医療介護部保健衛生課が協議の上、調整するものとする。

7 検査票

別記様式1「感染症発生動向調査検査票」を用いることとし、1名の患者から複数の検体が提出される場合、検体毎に検査票を各々添付するものとする。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成25年10月14日から適用する。